

○豊島区立男女平等推進センター運営委員会設置要綱

平成4年9月25日

総務部長決定

制定 平成4年9月25日

改正 平成22年4月1日

改正 平成26年10月1日

改正 平成29年10月1日

(設置)

第1条 豊島区立男女平等推進センター（以下「センター」という。）の運営に利用者の意見を反映させるため、豊島区立男女平等推進センター運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの各事業の運営に関すること。
- (2) 研修室の運営に関すること。
- (3) 情報コーナー、交流コーナーの運営に関すること。
- (4) ワーク室の運営に関すること。
- (5) その他、前号に掲げる以外のセンターの運営に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員12人以内を持って構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が依頼又は指名する。

- (1) センター登録団体関係者
- (2) 公募による一般区民
- (3) 豊島区立男女平等推進センター所長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、継続しての再任は原則として行なわない。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は委員を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は特に必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、豊島区立男女平等推進センターにおいて処理する。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱は、豊島区事案の決定に関する規定（平成17年豊島区訓令甲第2号）第3条及び第4条の規定により、総務部長の決定区分とする。

附 則

1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

2 在任委員の任期は就任から起算し3年とする。

附 則

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

○豊島区立男女平等推進センター条例

平成 4 年 3 月 30 日

条例第 6 号

改正 平成13年 3 月 26 日 条例第 3 号

平成16年 3 月 19 日 条例第 2 号

平成16年10月28日 条例第40号

平成28年10月31日 条例第39号

(目的)

第 1 条 この条例は、豊島区立男女平等推進センター（以下「センター」という。）の設置、管理及び使用料について必要な事項を定め、もって女性をとりまく諸問題の解決と男女共同社会の実現に資することを目的とする。

(平13条例 3 ・ 一部改正)

(設置)

第 2 条 センターを次のとおり設置する。

名称	位置
豊島区立男女平等推進センター	東京都豊島区西池袋二丁目37番4号

(平16条例40 ・ 一部改正)

(事業)

第 3 条 センターは、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 講演、講座、シンポジウム、展示及び研修に関すること。
- (2) 図書及び資料の収集、検索並びに提供に関すること。
- (3) 総合相談に関すること。
- (4) 団体及び個人の交流並びに諸活動の促進並びに援助に関すること。
- (5) センターの施設の利用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

(施設)

第 4 条 センターに、研修室、ワーク室、相談室、情報コーナー、交流コーナー、保育室、授乳室その他必要な施設を設けるものとする。

(平16条例40 ・ 平28条例39 ・ 一部改正)

(利用できる者)

第5条 センターを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 豊島区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者又は区内の事務所若しくは事業所に勤務する者
- (2) 区内の学校に在学する者
- (3) 前2号に規定する者を主な構成員とする団体
- (4) 前3号のほか、区長が特に必要と認める者

(利用の登録)

第6条 センターの図書及び資料の貸出しを受けようとする者は、規則で定めるところにより登録をしなければならない。

(利用の承認)

第7条 研修室及び保育室を利用しようとする者は、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

(平13条例3・平16条例40・平28条例39・一部改正)

(利用条件)

第8条 区長は、利用の承認をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不承認)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしない。

- (1) 第1条の目的に違反すると認められるとき。
- (2) 営利を目的とすると認められるとき。
- (3) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(平13条例3・一部改正)

(使用料等)

第10条 研修室の利用の承認を受けた者は、別表に定める額を超えない範囲で区長が定める使用料を、利用の承認の際納入しなければならない。

2 利用者は、前項に規定する使用料のほか、センターの付属設備の利用上特別に要する経費を、規則で定めるところにより納入しなければならない。

(平13条例3・平16条例40・一部改正)

(使用料の減免)

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額又は免除することができる。

- (1) 区が主催又は共催して施設を利用するとき。
- (2) 官公署が公益のため施設を利用するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(平13条例3・追加)

(使用料の不還付)

第12条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、区長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平13条例3・追加)

(利用権の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(平13条例3・旧第11条繰下)

(特別設備等の禁止)

第14条 利用者は、センターに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(平13条例3・旧第12条繰下)

(利用承認の取消し等)

第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 第9条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 利用の目的に反する行為をしたとき。
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は区長の指示に従わないとき。
- (4) 災害その他の事故により、センターの利用ができなくなったとき。
- (5) 工事その他の理由により、区長が特に必要と認めるとき。

(平13条例3・旧第13条繰下・一部改正)

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、利用を終了したときは、直ちにセンターを原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の承認を取り消され、又は停止されたときも同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、区長がこれを執行し、その費用を徴収する。

(平13条例3・旧第14条繰下)

(損害賠償の義務)

第17条 センターに自己の責に帰すべき理由により損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額又は免除することができる。

(平13条例3・旧第15条繰下)

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平13条例3・旧第16条繰下)

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、豊島区立男女平等推進センターは、区長が別に告示する日から利用に供する。

附 則 (平成13年3月26日条例第3号)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する
- 2 この条例による改正後の豊島区立男女平等推進センター条例別表の規定は、平成13年10月1日以後の利用に係る使用料について適用する。

附 則 (平成16年3月19日条例第2号)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊島区立男女平等推進センター条例別表の規定は、平成16年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年10月28日条例第40号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成17年規則第5号で平成17年3月1日から施行)

附 則 (平成28年10月31日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の豊島区立男女平等推進センター条例第4条に定める各施設は、区長が別に告示する日から利用に供する。

別表 (第10条関係)

(平13条例3・追加、平16条例2・平16条例40・平28条例39・一部改正)

区分	午前	午後	夜間	全日
施設名				
研修室1	1,700円	2,300円	1,700円	5,100円

研修室2	3,100円	4,200円	3,100円	9,300円
------	--------	--------	--------	--------

備考 午前とは、午前9時から午前12時まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後6時から午後9時まで、全日とは、午前9時から午後9時までとする。

○豊島区立男女平等推進センター条例施行規則

平成4年3月31日

規則第35号

改正 平成8年3月29日規則第29号

平成9年3月31日規則第18号

平成12年3月31日規則第56号

平成13年3月30日規則第8号

平成14年3月29日規則第6号

平成16年3月25日規則第9号

平成17年3月1日規則第6号

平成18年3月1日規則第4号

平成19年1月31日規則第6号

平成28年3月23日規則第55号

平成28年12月13日規則第142号

平成30年4月12日規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区立男女平等推進センター条例（平成4年豊島区条例第6号。以下「条例」という。）第6条、第10条及び第18条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（平13規則8・一部改正）

(利用時間)

第2条 豊島区立男女平等推進センター（以下「センター」という。）の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日に開館する場合は午後5時までとする。

2 研修室及び保育室の利用時間の区分は、次のとおりとする。

利用時間の区分		
午前9時から	午後1時から	午後6時から
午前12時まで	午後5時まで	午後9時まで（日曜日を除く。）

3 前2項の規定にかかわらず、区長が必要と認めたときは、利用時間及びその区分を変更することができる。

（平13規則8・平14規則6・平17規則6・平28規則142・一部改正）

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、区長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 日曜日（第3号に定める日の前日に当たる日曜日を除く。）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 毎月最終月曜日（その日が、前号に当たるときは、その前の週の月曜日）
- (4) 1月2日から同月4日まで
- (5) 12月28日から同月31日まで

（平8規則29・平9規則18・平14規則6・平17規則6・一部改正）

（団体の要件）

第4条 条例第5条第3号に規定する団体（以下「団体」という。）は、センター登録団体（以下「エポック10登録団体」という。）及び一般登録団体とし、それぞれ次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

(1) エポック10登録団体

- ア 構成員が5人以上であること。
- イ 区内に在住、在勤若しくは在学の構成員が全体の半数以上を占めていること又は代表者が区内に在住、在勤若しくは在学のいずれかであること。
- ウ 女性を取り巻く諸問題の解決及び男女共同参画社会の実現を図ることを活動目的とし、事業及び活動計画を有すること。
- エ 営利活動、政治活動、宗教活動又は公益を害する活動を目的としないこと。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、区長が別に定めること。

(2) 一般登録団体

- ア 構成員が2人以上であること。
- イ 区内に在住、在勤又は在学の構成員が全体の半数以上を占めていること。
- ウ 営利活動、政治活動、宗教活動及び公益を害する活動を目的としないこと。
- エ アからウまでに掲げるもののほか、区長が別に定めること。

（平30規則48・全改）

（団体登録の申請及び承認）

第5条 エポック10登録団体として登録を受けようとする者は、別記第1号様式によるエポック10団体登録申請書に区長が必要と認める書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 一般登録団体として登録を受けようとする者は、別記第2号様式による一般団体登録申

請書に区長が必要と認める書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- 3 区長は、前2項に規定する申請があったときは、登録の適否を審査し、登録が適当であると認めるときは、別記第3号様式による豊島区立男女平等推進センター団体登録承認書を交付する。
- 4 エポック10登録団体の登録の有効期間は、登録承認日から登録承認日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

(平30規則48・全改)

(個人登録の申請及び承認)

第6条 条例第6条に規定する登録を受けようとする者は、別記第4号様式によるエポック10個人登録申請書に区長が必要と認める書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する申請があったときは、登録の適否を審査し、登録が適当であると認めるときは、別記第5号様式による個人登録証を交付する。
- 3 前項に規定する登録の有効期間は、登録承認日から3年とする。

(平30規則48・全改)

(図書及び資料の貸出し)

第7条 センターの図書及び資料の貸出しは、個人登録証によるものとする。

- 2 貸出しのできる図書及び資料の貸出数及び貸出期間は、別表第1のとおりとする。

(平30規則48・全改)

(利用の申請等)

第8条 条例第7条に規定する申請は、豊島区公共施設予約システム(豊島区の公共施設の利用の予約、申請及び承認等を電子計算組織により行う情報処理システムをいう。以下「施設予約システム」という。)等により行うものとする。

- 2 個人が前項に規定する申請をしようとする場合は、本人であることを証するに足ると区長が認める書類をあらかじめ提示しなければならない。
- 3 第1項に規定する申請は、保育室のみの利用の申請はできないものとし、次の各号に定める期間内に行わなければならない。

(1) エポック10登録団体 利用日の属する月の前3月の初日から利用日まで

(2) 一般登録団体 利用日の属する月の前2月の初日から利用日まで

(3) 個人 利用日の属する月の前月の初日から利用日まで

- 4 区長は、相当の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず利用の申請を受け付けることができる。

(平30規則48・全改)

(利用の承認等)

第9条 区長は、前条第1項に規定する申請があったときは、申請の順序に従い審査のうえ、速やかに利用を承認する。

2 区長は、前項に規定する承認を受けた者に施設予約システムによる利用承認書を交付する。

3 第1項に規定する承認を受けた者は、利用に際し、利用承認書を係員に提示しなければならない。

(平30規則48・追加)

(使用料等)

第10条 条例第10条第1項の区長が定める使用料は、別表第2のとおりとする。

2 条例第10条第2項に規定する特別の経費は、別表第3のとおりとし、利用者は利用の終了後直ちに納入しなければならない。

(平13規則8・全改、平30規則48・旧第9条繰下)

(使用料の減免)

第11条 条例第11条の規定に基づき使用料を減額又は免除する場合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 区が主催又は共催して研修室を利用するときは、使用料を免除することができる。
- (2) 区が設立する財団法人が主催して研修室を利用するときは、使用料に100分の50を乗じて計算した額を減額することができる。
- (3) 官公署が公益のため研修室を利用するときは、使用料に100分の25を乗じて計算した額を減額することができる。
- (4) 第5条の規定により登録をした団体が研修室を利用するときの使用料は、次の表のとおりとする。

施設名 \ 区分	午前	午後	夜間	全日
研修室1	600円	900円	600円	2,000円
研修室2	1,200円	1,600円	1,200円	3,700円

- (5) その他区長が特に必要と認めたときは、使用料を免除し、又は使用料に100分の25を乗じて計算した額の範囲内で区長が定める額を減額することができる。

(平13規則8・全改、平16規則9・平17規則6・平28規則142・一部改正、平30

規則48・旧第10条繰下)

(使用料の減免申請)

第12条 条例第11条の規定に基づき、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、施設予約システムにより、区長に申請しなければならない。

(平13規則8・追加、平30規則48・旧第11条繰下・一部改正)

(使用料の還付)

第13条 条例第12条ただし書に規定する相当の理由とは、次の表の左欄に掲げる場合をいい、これらにあてはまるときは、それぞれ右欄に掲げる額を還付することができる。

区分	還付する額
1 利用者の責任でない理由により利用することができないとき。	全額
2 利用期日の10日前までに利用申請を撤回したとき。	半額
3 その他区長が特に必要と認めたとき。	区長が定める額

(平13規則8・追加、平30規則48・旧第12条繰下)

(利用承認の取消し等)

第14条 条例第15条の規定による利用承認の取消し又は利用の制限若しくは停止は、別記第6号様式による豊島区立男女平等推進センター利用承認取消・制限・停止決定通知書を交付して行う。

(平13規則8・旧第11条繰下・一部改正、平30規則48・旧第13条繰下・一部改正)

(利用者の義務)

第15条 利用者は、係員の管理上必要な指示に従わなければならない。

2 利用者は、センターにおいて次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 危険を生ずるおそれのある物を持ち込むこと。
- (2) 承認を受けていない施設を利用すること。
- (3) 他の利用者又は近隣の迷惑となること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められること。

(平13規則8・旧第12条繰下・一部改正、平30規則48・旧第14条繰下)

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

(平30規則48・追加)

附 則

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(平18規則4・旧附則・一部改正)

- 2 平成18年5月1日から平成28年11月30日までの間、第5条の規定により登録をした団体が研修室を利用するときの減額された使用料については、第10条第4号の規定にかかわらず、次の表に定める額を適用する。

施設名 \ 区分	午前	午後	夜間	全日
研修室1	1,300円	1,400円	1,300円	3,600円
研修室2	1,500円	1,700円	1,500円	4,200円

備考 午前とは、午前9時から午前12時まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後6時から午後9時まで、全日とは、午前9時から午後9時までとする。

(平18規則4・追加、平19規則6・平28規則142・一部改正)

附 則 (平成8年3月29日規則第29号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日規則第18号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第56号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日規則第8号)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区立男女平等推進センター条例施行規則別表第2の規定は、平成13年10月1日以後の利用に係る使用料について適用する。
- 3 この規則による改正後の様式用の紙については、平成13年10月1日以後に利用する者について使用する。

附 則 (平成14年3月29日規則第6号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月25日規則第9号)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区立男女平等推進センター条例施行規則第10条第3号から第5号まで、別表第2及び別表第3の規定は、平成16年10月1日以後の利用に係る使用料及び特別の経費(以下「使用料等」という。)について適用し、同日前の利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月1日規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年1月31日規則第6号）

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第55号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月13日規則第142号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の豊島区立男女平等推進センター条例施行規則第5条第3項の規定は、平成29年4月1日以後に交付されるセンター登録証から適用し、平成29年3月31日以前に交付されたセンター登録証については、なお従前の例による。

附 則（平成30年4月12日規則第48号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区立男女平等推進センター条例施行規則の規定は、平成29年5月1日から適用する。

別表第1（第7条関係）

（平28規則142・全改、平30規則48・一部改正）

種別	貸出数	貸出期間
図書・資料	5冊以内	個人 15日以内
		団体 1か月以内

別表第2（第10条関係）

（平28規則142・全改、平30規則48・一部改正）

区分	午前	午後	夜間	全日
施設名				
研修室1	1,700円	2,300円	1,700円	5,100円
研修室2	3,100円	4,200円	3,100円	9,300円

別表第3（第10条関係）

（平12規則56・一部改正、平13規則8・旧別表第2繰下・一部改正、平16規則9・平30規則48・一部改正）

付属設備	単位	金額
印刷機	製版1枚につき	50円
	印刷100枚までごとにつき	50円

エポック10団体登録申請書

豊島区長

下記のとおりの内容にて、必要書類を添えて申請いたします。

団 体	ふりがな 名 称				
	事 務 局 所 在 地	〒 —			
		TEL	FAX		
		メールアドレス			
	構 成 員 人 数	総 人 数	名(女性	名・男性	名・ 名)
区内在住		名	区内在勤	名	
区内在学		名	そ の 他	名	
上部団体 名称	ふりがな 名 称				
(上部組織が ある場合ご 記入くださ い)	所 在 地	〒 —			
		TEL	FAX		
		メールアドレス			
利用者ID	※公共施設予約システムにて登録済みのIDをお持ちの団体は登録済のIDをご記入ください。IDをお持ちでない団体は、ご希望のIDをご記入ください。 該当する方の「□」に「レ」をお付け下さい。				
	<input type="checkbox"/> 登録済				
	<input type="checkbox"/> 未登録	英数8～16文字・数字のみ8～15文字。 ※大小文字の区別なし・登録後の変更不可。			
代 表 者	ふりがな 氏 名				
	区内住所 勤務先等	〒 —			
	連 絡 先	TEL	FAX		
		メールアドレス			
申請者 (連絡先)	ふりがな 氏 名			<input type="checkbox"/> 書類送付先として 申請者を希望 (希望する場合、□にレを お付け下さい)	
	(代表者と同 じ場合は記 入不要)	住 所	〒 —		
		連 絡 先	TEL	FAX	
		メールアドレス			

一般団体登録申請書

豊島区長

下記のとおりの内容にて、必要書類を添えて申請いたします。

団 体	ふりがな 名 称		
	構成員人数	合計	人
利用者ID	※公共施設予約システムにて登録済みのIDをお持ちの団体は登録済のIDをご記入ください。IDをお持ちでない団体は、ご希望のIDをご記入ください。 該当する方の「□」に「レ」をお付け下さい。		
	<input type="checkbox"/> 登録済		
	<input type="checkbox"/> 未登録	英数8～16文字・数字のみ8～15文字。 ※大小文字の区別なし・登録後の変更不可。	
代 表 者	ふりがな 氏 名		
	住 所	〒 ー	
	連絡先	TEL	FAX
メールアドレス			
申請者 (連絡先) (代表者と同じ場合は記入不要)	ふりがな 氏 名		
	住 所	〒 ー	
	連絡先	TEL	FAX
メールアドレス			

別記第3号様式（第5条第3項関係）

年 月 日

豊島区立男女平等推進センター団体登録承認書

様

豊島区長 氏 名

豊島区立男女平等推進センター条例施行規則第5条第3項の規定により、
団体登録を承認したので、下記のとおり通知します。

記

登録番号	第 号
登録承認年月日	年 月 日
登録期間	年 月 日 ～ 年 月 日

別記第4号様式(第6条第1項関係)

エポック10個人登録申請書

受付日：_____年 月 日

有効期限：_____年 月 日

登録番号：_____号

豊 島 区 長

男女平等推進センター条例施行規則第7条に規定する貸出期間等を厳守することを了承のうえ、同規則第6条の規定により、下記の内容のとおり申請いたします。

記

申請者	ふりがな 氏 名		
	住 所	〒 _____	
	連絡先	TEL _____	FAX _____

※住所が豊島区以外の場合は下欄にもご記入ください。

勤務先 在学先 記入欄	ふりがな 名 称		
	住 所	〒 _____	
	連絡先	TEL _____	FAX _____

※豊島区に関わる(住所・勤務先・学校)の住所を確認させていただく書類等をご提示ください。

確認書類	1. 保険証 2. 免許証 3. 身分証 4. 学生証 5. パスポート 6. 郵便物
	7. その他(_____)

別記第5号様式(第6条第2項関係)

No.	Epoch 10 MEMBER'S CARD				
	NAME				
	有効期限	年	月	日	
	交 付	年	月	日	
豊島区長					

(ご 注 意)

- 1 エポック10の図書等を借りる際は、この登録証を必ず提示してください。
- 2 この登録証を第三者に貸与し、又は譲渡することはできません。
- 3 この登録証を紛失又は毀損したときは、再交付の手続きをしてください。

豊島区立男女平等推進センター
エポック10 TEL

別記第6号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

豊島区立男女平等推進センター利用承認
取消
制限
停止
決定通知書

様

豊島区長 氏 名 印

豊島区立男女平等推進センター条例第15条及び同条例施行規則第14条の規定により、センターの利用を取消・制限・停止したので、下記のとおり通知します。

記

利用承認番号	第 号
利用承認年月日	年 月 日
取消 停止理由 制限	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として（訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第1号様式（第5条第1項関係）

（平30規則48・全改）

別記第2号様式（第5条第2項関係）

（平30規則48・全改）

別記第3号様式（第5条第3項関係）

（平30規則48・全改）

別記第4号様式（第6条第1項関係）

（平30規則48・全改）

別記第5号様式（第6条第2項関係）

（平30規則48・全改）

別記第6号様式（第14条関係）

（平30規則48・全改）